

議案第129号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 10の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「。以下「番号法による特定個人情報の提供等に関する省令」という。」を削り、「又は番号法による特定個人情報の提供等に関する省令」を「又は同令」に改め、同表10の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。